

瑕疵担保責任追及に「時の一枚壁」

—除斥期間と消滅時効—
二好 弘悦

はじめに

不動産売買についての瑕疵担保責任において、買主の売主に対する損害賠償請求権について、買主の売主が引渡し後二年を経て、一〇年の消滅時効を認めた最高裁の判決が出た。

ところで、この判決につき、その種の請求は、買主が瑕疵を知つてから一年で、また売主業者ケースでは、特約があれば目的物件の引渡し後二年で消滅するはずではなかつたのか、といった売主からの問い合わせがよせられている。他方買主からも、この最判が認めた一〇年の消滅時効の起算点は、物件の引渡し時からなのか、それとも、買主が請求をした時なのか、といった疑問も呈せられている。そこで、この最判は、どのようなことを判断しているのか。その判示する一〇年の消滅

時効は、従来から認められ瑕疵担保の権利行使可能期限とされている、買主が知つた時から一年の除斥期間や売主業者の引渡し後二年限りの特約に対してどのような関係にたつか。要するに、瑕疵担保責任において、買主はいつまで問え、売主はいつまで問われるのかという『瑕疵担保責任についての時の壁』につき考察する（しかし、本最判については、識者による評釈が乏しく、この論考については、一つの試論として問題提起を目的とするものであることをあらかじめお断りしたい）。

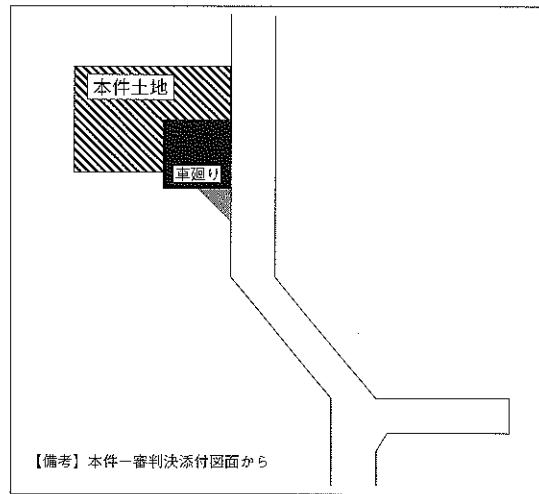
(2) その後Xは、本件物件の売却を考え、二〇年余後である平成六年二月ないし三月頃、媒介業者に調査させたところ、本件宅地の一部（二三三.四m²）には、昭和四七年一〇月（Xが購入する前年）、柏市により、通例、車廻りとか回転広場とか称されている道路位置指定がなされていたことが判明した。

I 本件のあらましと判決の要旨

(1) 買主（消費者）Xは、昭和四八年二月、千葉県柏市にある土地（二筆、合計面積九六.九九m²、以下「本件宅地」という。）及びその土地上の建物（木造二階建て）を、売主（宅建業者）Yから購入する契約を締結し、代金九六〇万円を支払い、所有権移転登記と引渡しを受けた。

(3) 上記道路位置指定があることにより、本件宅地上の建物を改築等するに当たつては、床面積を大幅に縮小しなければならないなどの支障が生ずることになり、Xは、本件宅地の購入當時、Yからこの事実を知らさ

- (5) 平成七年二月、XはYに対し、瑕疵担保支払いを求めて提訴した。それに対し、Yは、本件訴訟において、Xの損害賠償請求権についての一〇年の消滅時効を援用した。
- (6) これに対しして、一審地方裁判所（浦和地裁平七（ワ）一八六号、平九・四・二五判決）は、Yの消滅時効の主張を認め、Xの請求を却けたため、Xは控訴した。



二、高裁（原審）の判決の要旨

これに対し、高等裁判所は、以下のようない判断を下した（東京高裁平九（ネ）二二一七号、平九・一二・一一判決）。

(1) 売主の瑕疵担保責任は、買主の信頼保護の見地から特に売主に課した法定責任であつて、売買契約上の債務とは異なる。

(2) 民法五七〇条が準用する五六六条三項が除斥期間を定めているのは、権利関係を早期に安定させる趣旨を含んでいるが、その起算点を「買主が事実ヲ知リタル時」とのみ定めていることは、その趣旨が取引関係の早期安定だけではないことを示している。

(1) 買主の売主に対する瑕疵担保による損害賠償請求権は、売買契約に基づき法律上生ずる金銭支払請求権であり、民法一六七条一項にいう「債権」に当たる。

(2) 民法五七〇条が準用する五六六条三項の除斥期間の定めは、法律関係の早期安定のために期間を特に限定したものであるが、これをもって瑕疵担保による損害賠償請求権につき民法一六七

条一項の適用が排除されると解するこ

務を課している商法五一六条参照）。

(4) したがつて、Yが上告した結果、最高裁判所は以下のようない判断を下した（損害賠償請求事件、最高裁平一〇（オ）七五三号、平一三・一一・二七 三小法廷判決、破棄差戻、民集登載予定判例時報一七六九号五三頁、金融・商事判例一三四四号三頁参照）。

三、本最判の要旨

- これに対し、Yが上告した結果、最高裁判所は以下のようない判断を下した（損害賠償請求事件、最高裁平一〇（オ）七五三号、平一三・一一・二七 三小法廷判決、破棄差戻、民集登載予定判例時報一七六九号五三頁、金融・商事判例一三四四号三頁参照）。
- (1) 売主の瑕疵担保責任は、買主の信頼保護の見地から特に売主に課した法定責任であつて、売買契約上の債務とは異なる。
- (2) 民法五七〇条が準用する五六六条三項が除斥期間を定めているのは、権利関係を早期に安定させる趣旨を含んでいるが、その起算点を「買主が事実ヲ知リタル時」とのみ定めていることは、その趣旨が取引関係の早期安定だけではないことを示している。
- (3) 民法五七〇条に基づく損害賠償請求権につき、同法一六七条一項の消滅時効を認めることは、買主に対し売買の目的物を自ら検査して瑕疵を発見すべき義務を負わせるに等しく、公平とはいえない（商人間売買で、買主に受取り目的物に対し検査等の義

- (2) 民法五七〇条が準用する五六六条三項の除斥期間の定めは、法律関係の早期安定のために期間を特に限定したものであるが、これをもって瑕疵担保による損害賠償請求権につき民法一六七

とはできない。

- (3) 買主が、引渡しを受けた後通常の消滅時効期間満了までの間に、瑕疵を発見して損害賠償請求することを期待しても不合理ではない。他方、消滅時効の適用がないとすると買主が瑕疵に気付かぬ限り、永久に損害賠償請求できることとなり、売主に過大な負担を課することとなる。

- (4) したがって、瑕疵担保による損害賠償請求権には民法一六七条一項の消滅時効の規定の適用がある。この消滅時効は引渡しの時から進行すると解される。

そこで、本件におけるXの請求は、引渡しの日から二二年余り経過後であったので、消滅時効期間が経過しているというべきである（よって、Xの損害賠償請求権は、Yの消滅時効の援用により消滅し認められない）。

(5) 以上によれば、原審の判断には、明らかな法令の違反があり、上告論旨は理由があるので原判決は破棄を免れない。そして、Yによる消滅時効の援用が権利の濫用に当たる（Yが売主宅建業者であることからか、宅建業法四〇

条参照）とのXの再抗弁等について審理を尽くさせるため、本件を差し戻す。

II 前提の問題

本最判を検討するにあたっては、次のような問題を前提として押さえておく必要がある。

本最判を検討するにあたっては、次のような問題を前提として押さえておく必要がある。

一、瑕疵担保責任を問い合わせる各法律の規定のあらまし

まず売買の瑕疵担保責任は、どのような目的のどの瑕疵部分につき、いかなる内容の請求をなし得るのか等につき、民法のほか宅建業法等関係する主要な法律は、次のように各種にわたる。本件は、もっぱら民法上の問題であるが、その背後では、とりわけ宅建業法が係わりをもつているといえよう。そこで、一応瑕疵担保責任にかかる各主要法律の規定のあらましを次頁の表をもとにみておく。

二 除斥期間と消滅時効

(1) 次いで、除斥期間と消滅時効との相違である。というのは、本件において、最判は、買主の売主に対する瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権について、①民法五七〇条が準用する五六六条三項のその権利行使可能期間につき、買主が事実を知ったときから一年は、除斥期間の定めと解した。他方、

この損害賠償請求権には、②民法一六七条一項の一〇年の消滅時効の規定の適用も肯定されると判示したのである。

除斥期間は、消滅時効と同じく、一定の経過に権利消滅の効果が認められる制

後には、担保責任を問えないとされている（商法五三六条）。

もつとも、この規定の適用範囲については、買主が専門的知識を有する商人であることに基づく検査・通知義務であることにはかんがみ、商で、適用されるものでない、と限定して解されている。

さて、本件は、以上のような瑕疵担保責任に係る各法律のうち、④民法の担保責任の内容のひとつ損害賠償請求についての責任の期間が争点となつた。

瑕疵担保責任にかかる各主要法律の規定あらまし

(適用順位)	①住宅品質確保促進法	②宅建業法	③消費者契約法	④民法
目的物	新築住宅（二条一項・八 八条一項）	構造耐力上主要な部分 雨水進入防止部分（八 七条一項・八八条一項・ 政令六条）	業者売主・買主消費者間 の新築・中古住宅および 宅地（四〇条一項）	消費者（有償）契約のす べての目的物（八条一 項五号）
瑕疵部分	隠れた瑕疵	隠れた瑕疵	隠れた瑕疵	隠れた瑕疵
瑕疵の態様	①瑕疵修補請求（ただし 重大ではなく修補に過分 の費用をする瑕疵につ いては免除）（八八条一 項・民法六三四四条一項） ②契約解除③損害賠償請求 (八八条一項・民法五 七〇条)	①損害賠償請求 (目的を達しない場 合に限り) 契約解除（民 法五六六条・五七〇条） ③瑕疵修補請求（解釈上 認められている）	（上欄に同じ）	（上欄に同じ）
担保責任の内 容	担保責任の 期間	引渡しから一〇年（八八 一条一項）	引渡しから二年（以上） の特約可（四〇条一項）	（上欄に同じ）
・軽減特約 ・保証責任免除 の期間	引渡しから二年（以上） の特約可（四〇条一項） （四〇条一項）	買い主が瑕疵を知った時 から一年（五六六条三項） まで（上欄に同じ）	（上欄に同じ）	（上欄に同じ）
買主に不利な特約は、無 効（八八条一項） 長可能（九〇条）	（上欄に同じ）	（上欄に同じ）	（上欄に同じ）	（上欄に同じ）

【備考】

一、消費者契約法は、平成一三年四月から施行
二、住宅品質確保促進法は、平成一二年四月から施行

度である。しかし、除斥期間は、消滅時効
とは以下の点において相違がみられる。
すなわち、①時効は、権利の不行使とい

う事実状態が継続することに基づく効果で
ある。そこで、消滅時効についていえば、権
利の不行使という事実状態を覆すような、

例えば買主から売主への損害賠償請求の訴
えの提起（民法一四九条）といった請求が
なされば時効は進行しないことになり、
すでに経過してきた期間はなかつたことにな
る（同一四七条一号）。

このように時効には中斷される余地があ
る。それに対しても、除斥期間には中斷は認
められない。除斥期間は、法律関係の速や
かな確定を目的として設定された純然たる
権利行使期間である。一定の期間内（例え
ば、事実を知つてから一年内）に権利の行
使をしないと権利が消滅する。

②時効は、当事者による援用がなければ
裁判所は、取り上げることができない（同
一四五条）。たとえある人（例えば売主）に
利益になることでも、その者の意思を無視
して利益を押し付けることは妥当ではない
からである。

このように時効は、時効期間の経過に
よつて当然にその効果が発生するわけでは
ない。売主なりその（消滅）時効の利益を
受ける者により時効の利益を受けようとな
る意思表示（援用）がなれることが必要で
ある。

そして、当事者による時効の援用がなさ
れると、その効力は、起算日に遡る（同一

四四条)。本件のような債権の消滅時効の場合、起算日に遡つて債権が消滅したものと扱われる。売主・債務者などは、損害賠償などを結果として免れることになる。

ところが除斥期間では、当事者の援用は必要としない。また、除斥期間の経過により権利は消滅するが、その消滅の効果は遡及しない。

(3) 時効期間(例えば一〇年)は、権利を行使することができる時から進行する(同二六六条)。その時から消滅時効なりが、進行を開始する。その日が時効の起算日であり、時効期間の起算点である(もつとも、期間の計算については、同一四〇条により、初日は算入されない)。

これに対し、除斥期間では、権利の発生した時が起算点となる。

(2) このことに関し本件についてつけ加えれば、次のことも留意されるべきである。そのひとつは、本最判が認めた瑕疵担保による損害賠償請求権の消滅時効について、その起算点を目的物の引渡しの時と判示したことである。

瑕疵担保による損害賠償請求権については、目的物引渡し前でも瑕疵(欠陥等)に気付けば行使しうることからすると、契約

時を起算点とすることも考えられるといわれている。しかし、担保責任の規定の趣旨が買主の保護にあること、引渡し前に隠れた瑕疵を発見するのは、通常の場合著しく困難であることを考慮し、引渡し時を起算点としたといわれている。また、時効による権利の消滅を認めると、実質的に、瑕疵発見の義務を買主に負わせることとなるうが、検査及び瑕疵通知の義務が課せられてゐる商人間の売買においても、この義務が生ずるのは「目的物ヲ受取リタルトキ」である(商法五二六条一項)。さらに、請負人の担保責任においても、その損害賠償請求権は、注文者が請負契約の目的物の引渡しを受けた時に発生すると判示されている(最高判昭五四・三・二〇判時九二七・一八六)。

もつとも、本件は、契約の締結及び引渡しから二〇年以上経過した後に損害賠償請求がなされた事案であり、起算点をどう解するかは結論に影響しないといえるともいわれている(判例時報一七六九号五四頁参考照)。

三 除斥期間と権利保存

最後に、本最判を検討するに先立つて押えておかなければならないのは、最高判平成四年一〇月二〇日(民集四六一七一一二九)であろう。というのは、この最高判平成四年が平成三年の本最判の先駆けとなつてゐるからである。

先行した最高判平成四年は、①売主の瑕疵担保責任の追及に課せられた期限制限は、純然たる消滅時効なのか、それとも除斥期間なのか、また、②買主はその期間内に何をすればよいのかにつき判示した。

の有無によつていたという。しかし、近時は、権利の性質と規定の趣旨によつて実質的に判断すべきだと主張されている場合には(例えば、民法一二六条・七二四条・八八四条・九一九条二項但書等)、短期の期間は消滅時効、他方長期の方は除斥期間と解するのが適当であろうといわれていた(四宮和夫・弘文堂「民法総則」新版二九三頁)。

この最判平成四年について、当機構不動産取引紛争事例等調査研究委員会委員長 内田貴東大教授は、東大出版会民法II（債権各論）のなかで興味深い事例として、次のように要約して紹介しておられる（同書一三七頁）。

靴下の卸売業者であるX会社はY会社からパンティーコストッキングを購入し、小売店に転売した。しかし、その商品には消費者が着用後にはじめて判明する欠陥があった。転売先からの通知で欠陥を知ったXは、転売代金の値引きをしたことによって被つた損害の賠償をYに請求した。これに対してYは、「Xが欠陥を知つてから訴訟を提起するまでに三年以上が経過していることを指摘し、一年以内に権利行使をしていないから瑕疵担保責任の追及はできない」と主張した。Xの請求はみとめられるだろうか（最判平成四年をベースとした設例）。

この事例は、XYとも商人であるから、商法五二六条が適用される事案であった。その要点は、同条で要求されている検査・通知義務が本件で尽くされているかであった。本件は、卸売業者の検査では発見できない欠陥

であつたため、Xとしては消費者からのクレームを転売先から知らされてはじめて欠陥を知つた。そして直ちにYに通知したから、結論として、同条の義務は尽くされているとさるべくされるとしたのである。

問題は、民法の瑕疵担保責任の期間制限を経過しているのではないかという点である。このことに関して内田教授は、上記①の点については、最高裁は、五七〇条の準用する五六六条三項の一年の期間制限を除斥期間であるとし、学説が分かれていた問題に一定の解決を示したと解説されておられる。ついては、この場合の期間の起算点は、買主が事実を知つた時とされている。

次に②の点について、その期間内に「裁判上の権利行使（訴の提起等）をするまでの必要はない」とこの判決は述べている。

では、何をすればよいのか。内田教授は、最高裁は、次のように言つてはいる。「損害賠償請求権を保存するには、少なくとも、売主に対する具体的な瑕疵の内容とそれに基づく損害賠償請求をする旨を表明し、請求する損害額の算定の根拠を示すなどして、売主の担保責任を問う意思を明確に告げる必要がある」と。

そして、Xが「売買目的物の瑕疵の通知をした際などに、右の態様により本件賠償請求

権を行使して、除斥期間内にこれを保存した」といえるかどうかを審理させるため、事件は原審に差し戻された。

かくて、最判平成四年は、①民法五七〇条の準用する五六六条三項の一年の期間制限は除斥期間であり、②その期間内に買主から明確な損害賠償請求といった権利行使が表明されれば（内容証明郵便等によりか）、権利は保存されるとしたのである。

III 本最判についての検討

一、除斥期間に加え消滅時効

瑕疵担保による損害賠償請求権の期間制限について、①平成四年最判は、買主が事実を知つた日から一年を除斥期間とした。それに対し、②本最判は、（請求したからといって、直ちに損害が賠償されるとは必ずしも限らないことから）その請求権は民法一六七条一項にいう「債権」に当たり、消滅時効の適用も肯定した。

では、この両者の適用関係はどうなるのか。本最判で消滅時効の規定の適用が肯定されたからといって、平成四年最判の判示する除斥

期間の定めが排除されたわけではない。また、本最判も表示しているように、除斥期間の定めがあることをもって、消滅時効の規定の適用が排除されるものでもない。

本最判は、瑕疵担保による損害賠償請求権につき、①除斥期間に加え、②消滅時効の規定の適用も肯定したものと解されるべきである。これに、③平成四年最判の除斥期間内に買主から明確な損害賠償請求といつた権利行使が表明されれば権利は保存されるとする判断を加味すると、瑕疵担保についての期間制限は、次のように要約しえよう。

すなわち、買主の売主に対する瑕疵担保による損害賠償請求権は、瑕疵を知つてから一年の除斥期間内に表明されれば権利は保存され、その権利は、引渡し時から一〇年の消滅時効の期間内は行使できる（前掲内田一二八頁）。

これに基づくと、下図の各請求の可否は次のようになる。A請求は、除斥期間内の請求だから消滅時効完成前は行使し得る（そして、この請求は、催告等としての時効中断効をもたらすものであろう（民法一五三条等）。B請求については、瑕疵を知つてから除斥期間経過後の行使になるので認められない。C請求は、仮に除斥期間内に請求したとしても消

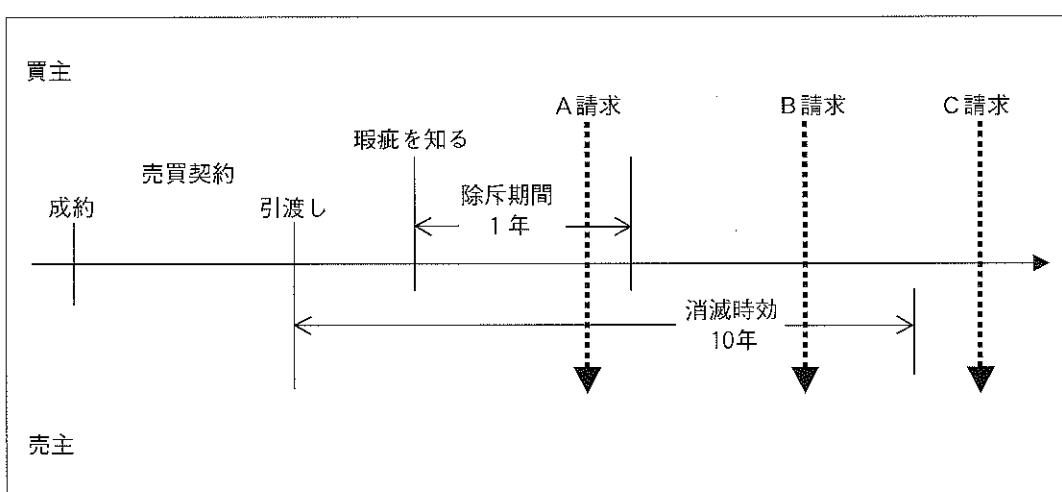
滅時効が完成していることになり、認められない（本最判の事例）。

二 業者売主の引渡し後二年の特約

ところで、前述一、でみたのは、①非宅建業者（消費者相互）間の取引か、あるいは②業者売主・買主非業者（消費者）間取引だが、売主業者が瑕疵担保責任を引渡し後二年間限り等とする特約のないケースを想定している。そこでは、あくまで民法の規定するところによることになる。

ところが、宅建業法は、上記②業者売主・買主非業者（消費者）間取引には、瑕疵担保責任の期間を「目的物の引渡しの日から二年以上となる特約をする場合を除き、民法五七〇条の準用する五六六条に規定するものより買主に不利となる特約をしてはならない」と定める（同法四〇条一項、七八条二項）。このことから、業者売主・買主非業者（消費者）間の取引きでは、担保責任期間を限定する特約を設け、その期間を引渡し後二年限り（ちょうど）とするのが通例である。もつとも、本最判が下された本事例も業者売主取引であるのだが、この二年限りとする特約は約定されていなかつたようである。

では、この業者売主取引で二年限りの特約



があるとすると、本最判のもとでは、この瑕疵担保責任二年限り特約付取引は、どう扱われるべきか。当事者が任意に約定する特約期間は、法定の除斥期間とは直ちには解しがたい。しかし、瑕疵担保責任の追及を制限する期間としては、前述の除斥期間と同様に取り扱われて然るべきではなかろうか。

もつとも、期間の起算点については、除斥期間が買主が事実を知った時と不確定的なのに対し、この特約期間の方は、目的物の引渡し時からと確定的である。

かくて、この二年限り特約付ケースでは、買主の売主業者に対する瑕疵担保による損害賠償請求権は、瑕疵を知り引渡時から二年内に表明されれば権利は保存され、その請求権は引渡時から一〇年の消滅時効の期間内は行使できると解するのが相当であろう。

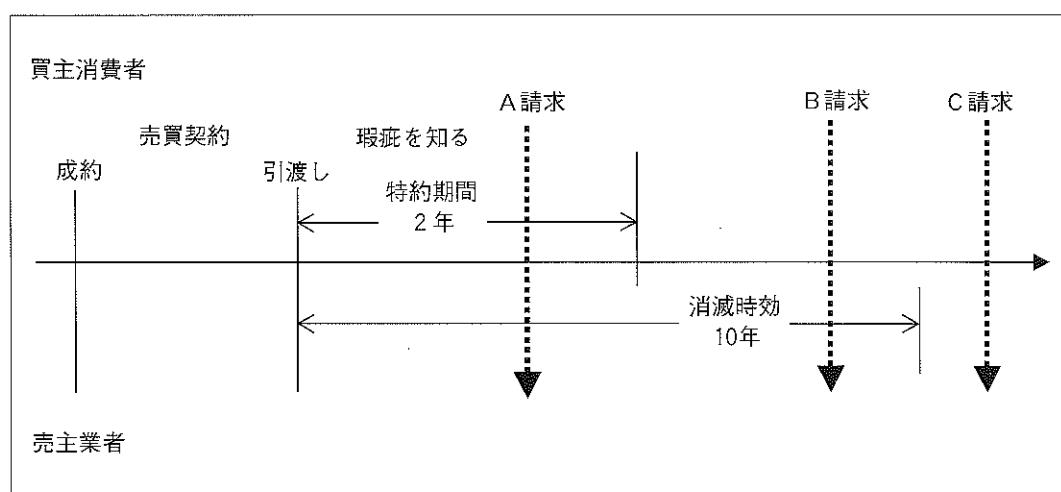
これに基づくと、下図の各請求の可否は次のようになる。A請求は、特約期間内の請求だから消滅時効完成前は行使し得る。B請求については、瑕疵を知る知らないにかかわらず特約期間経過後の行使であるので認められない。C請求も、特約期間経過後であるので（消滅時効の完成後でもあり）、認められない。かくて、この種の特約ケースでは、本最判が生かされるのはA請求の場合に限られよう。

三 修補請求権と契約解除権

本最判は、瑕疵担保による損害賠償請求権についての判断である。以上の検討もその損害賠償請求権についてである。

ところが、瑕疵担保による請求権には、前述II二一頁の表（瑕疵担保責任を問い合わせる各法律の規定のあらまし）のうち担保責任の内容でみたように、その他①（瑕疵）修補請求権と②契約解除権もある。これらの請求権等についても本最判の損害賠償請求権の掲示と同様、除斥期間に加え消滅時効が適用されると解されるのであろうか。

なお、この瑕疵担保責任は引渡し後何年限りとする特約は、業者売主取引に限らず、非宅建業者（消費者）間取引においても特約される例は多い。その場合には、上述の業者売主の引渡し後二年特約に準じて扱われることになる。



①の修補請求権について、内田教授は、(平成四年の最判についてだが)「この期間制限がかかると考るべきであるが、規定の文言と関係で、それを導く理屈はやや難しい」とされながらも、「学説には、修補請求も損害賠償の一形態であるとの考え方も主張されている。実際、買主が自分で修補を業者に依頼してその費用を売主から賠償として取るとならないから、そのような説明の仕方も可能であろう」(前掲民法II一三六頁)とされる。さらには瑕疵担保の期間制限について、「損害賠償請求権や修補請求権等の請求権は、それと同時に通常の債権として引渡し時から一〇年の消滅時効に服する」と述べられている(同二五一頁)。これらからすると、内田教授は、修補請求権についても、損害賠償請求権と同様、その期間制約につき除斥期間に加え消滅時効の適用を肯定しているのである。

②の契約解除権については難問である。といふのは、解除権は、権利の一種ではあるが、債権のように債務者の行為を請求する権利とは相違し、権利者の一方的意志表示によつて法律関係が変動する。このような形成権は、特に防衛的に抗弁として働く場合には、期間制限にからないとみるべきだといわれている(抗弁権の永久性)。また、同じ形成権でも取

消権には、行使期間の制限規定(民法一二六条)があるが、解除権には、そのような規定は置かれていない。さらに、解除権には、行使の結果発生する不当利得返還請求などの債権関係も問題になる。

このように、解除権には、さまざまな問題がはらんでいるだけに断定はしがたい。しかし、解除権についても、前述の損害賠償請求権や修補請求権と同様、法律関係の早期確定の見地から除斥期間や特約期間内での行使を求めるべきである。そして、その行使により売買契約は解除され、それ以後の不当利得の返還等については、それぞれ消滅時効が進行すると考えるべきであろう(内田前掲民法I三二九頁同旨か)。

四 その他

本最判によると、瑕疵担保の損害賠償請求権は、目的物件の引渡し後一〇年の時効消滅にかかることになる。ところが、本件自体がそうであったが、目的宅地内にいわゆる車廻り等といった法律上の制約があつても買主には分からぬ例は多い。本件のような転売時や建物の建替えに瑕疵が顕在化し、買主は瑕疵として知り得るのである。このようなことは、近時とみに問題になつてゐる目的宅地

の土壤汚染や地下埋設物についてもいえよう。買主が知り得た時には、すでに消滅時効が完成しているでは救われまい。そこで、本件でも、売主の時効の主張は権利の濫用になつてはいいかとして差戻されたのであろう。そのうえ、本件売主は宅建業者である。本件のような瑕疵物件の取引をしたことについて、宅建業法上の物件の調査・説明義務違反という観点からも十分検討されるべきものである。

(調査研究部研究課長)